

舞子公園

歴史文化拠点 観光交流拠点 環境保全拠点

- 公園種別 特殊公園（風致公園）
- 開園面積 7.8ha
- 概要

舞子公園は、太政官布達第 16 号に基づく地盤国有公園として明治 33 年（1900 年）に開設した県立都市公園第 1 号である。

舞子海岸は、明石海峡を望む白砂青松の景勝地として旅館、別荘が建ち並び賑わいを見せたが、戦後の都市化により往事の賑わいは失われ、公園の松林にのみ面影を残していた。しかし、明石海峡大橋の開通を機に大幅に区域を見直し、雄大な海峡風景を望む 21 世紀の兵庫・神戸を代表する景勝地として蘇り、国内外から多くの観光客が訪れるようになった。

公園には、往事の賑わいを今に伝える明治期の西洋館「旧武藤家別邸洋館（旧武藤山治邸）（国登録文化財）」、大正期の「移情閣（国指定重要文化財）」、昭和戦前期の「旧木下家住宅（国登録文化財）」があり、一般公開しているほか、各館の特性を生かしたプログラムを実施している。

■ 主な経緯

- 明治 33 年 7 月 25 日 当初開園 (5.8ha)
- 平成 21 年 10 月 24 日 追加開園 (直近) (7.8ha) : 旧木下家住宅
- 平成 22 年 11 月 7 日 旧武藤山治邸 供用開始

■ 主な施設

孫文記念館(移情閣)、旧木下家住宅、旧武藤山治邸、舞子海上プロムナード
舞子デッキ、根上がりの松モニュメント、明治天皇歌碑、駐車場



文化財を生かしたイベント



孫文記念館(移情閣)と明石海峡大橋の眺望



舞子公園より明石海峡を望む



旧武藤山治邸

公園の概要

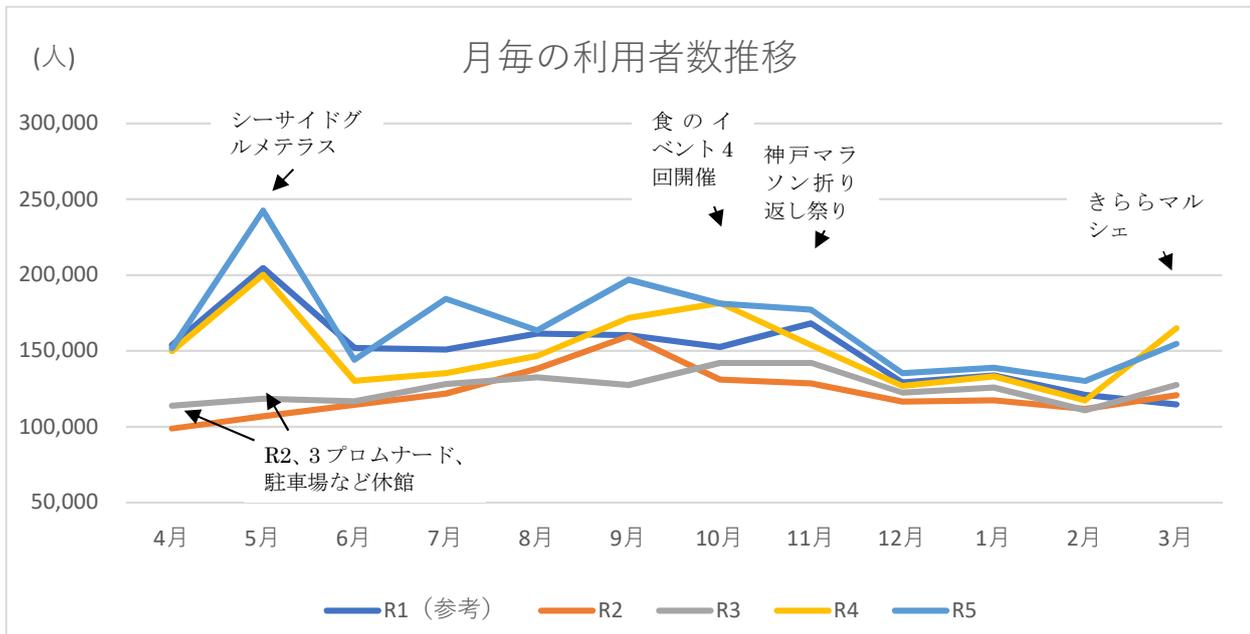
1. 公園の概要

公園名	指定管理形態・回数	種別・面積	利用料金施設	指定管理者	指定期間
舞子公園	公募・5回	特殊公園 7.8ha	駐車場、プロムナード、 旧木下家住宅、旧武藤山 治邸	(公財)兵庫県園芸・公 園協会	R2.4.1～ R7.3.31

2. 公園利用者数の推移



- ・年間約180万人が利用している。
- ・R2、R3年度は約150万人と新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ。R4年度には、有料施設の休館もなくなり、利用者数は回復した。

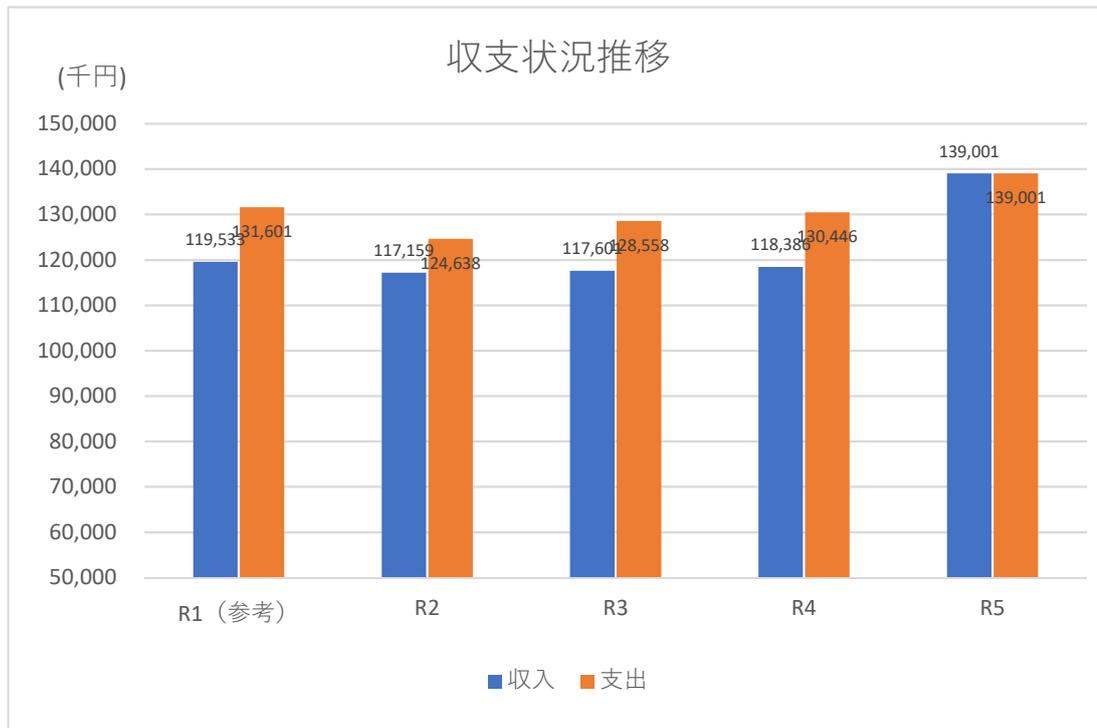


R2、R3年度は各月とも利用が低迷している。R4年度は、5、10、3月に食のイベント、マルシェなどの大型イベントを実施し来園者数が増加している。

3. 収支

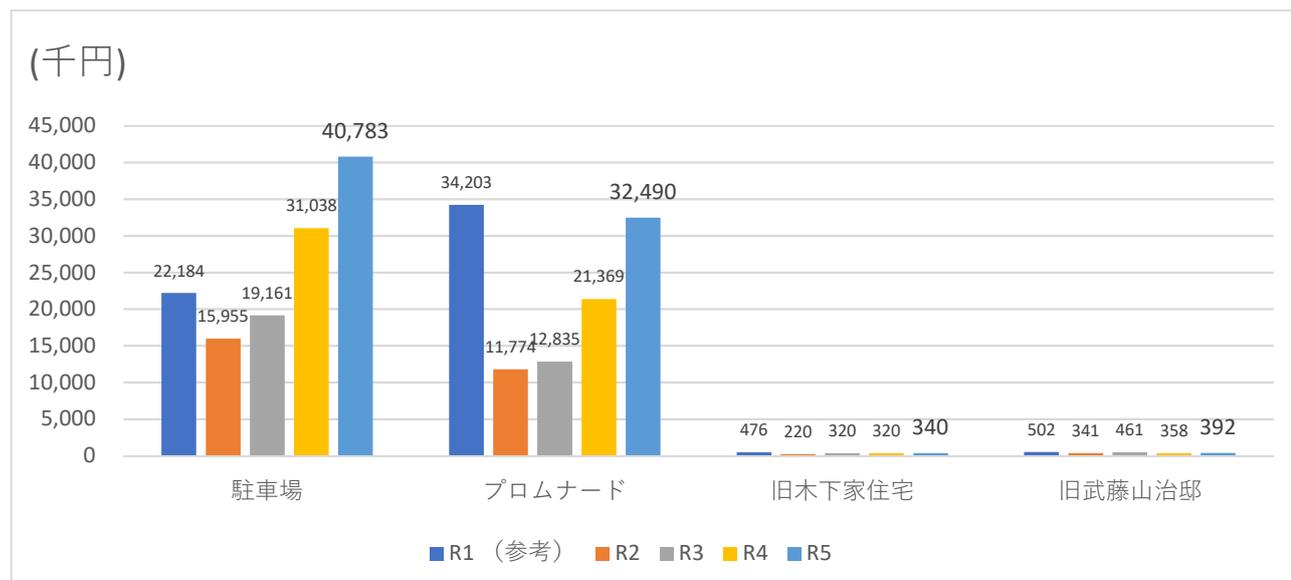
(1) 収支状況

項目	R1(参考)	R2	R3	R4	R5
収入	119,533	117,159	117,601	118,386	139,001
指定管理料	47,771	78,935	73,912	51,226	51,877
利用料金収入	57,364	28,290	32,777	53,085	74,005
利用促進事業収入	5,422	2,533	3,621	5,817	6,384
その他収入	8,976	7,401	7,291	8,258	6,735
支出	131,601	124,638	128,558	130,446	139,001
人件費	59,930	60,288	60,337	60,528	66,728
事業費	50,319	46,091	49,348	47,551	49,309
間接費	21,352	18,259	18,873	22,367	22,964
収支差	-12,068	-7,479	-10,957	-12,060	0



(2) 利用料金収入状況

	駐車場	プロムナード	旧木下家住宅	旧武藤山治邸	合計
R1 (参考)	22,183,800	34,202,890	475,740	502,050	57,364,480
R2 年度	15,954,600	11,773,990	220,150	341,460	28,290,200
R3 年度	19,161,000	12,834,750	320,350	461,210	32,777,310
R4 年度	31,037,800	21,368,980	320,280	358,050	53,085,110
R5 年度	40,782,600	32,489,910	340,080	392,430	74,005,020



- ・利用料金収入はプロムナード、駐車場が大半を占めている。
- ・R2、R3 年度に新型コロナウイルスの影響のため、人数が減少している。
- ・R4 年 9 月より、駐車場を 24 時間無料開放にしたため、今後、収益の向上が見込まれる。

4. 利用者満足度調査：公園利用者アンケート

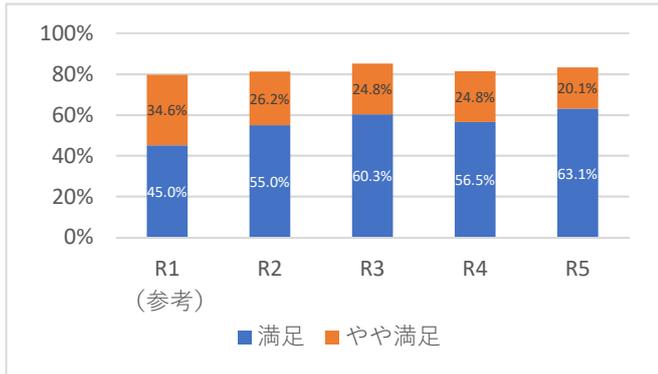
舞子公園利用者アンケート結果

【回答】：約 200 件 【期間】 通年

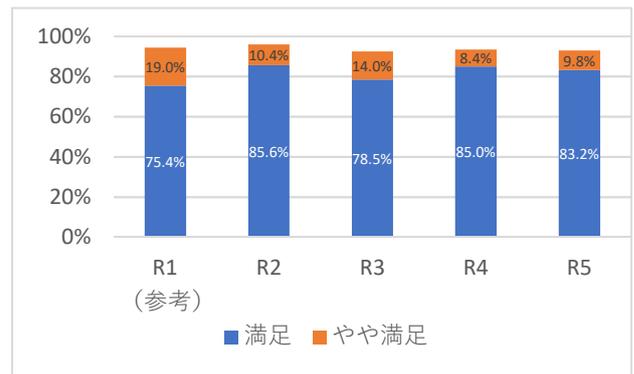
- ・指定管理者は、「指定管理者制度導入施設の管理運営の評価に係るガイドライン」、「管理水準書」に基づき、毎年利用者満足度調査を実施。
- ・満足度は調査人数から無回答を除いた有効回答数より計算しており、満足、やや満足の合計を算出している。

(1) 維持管理業務

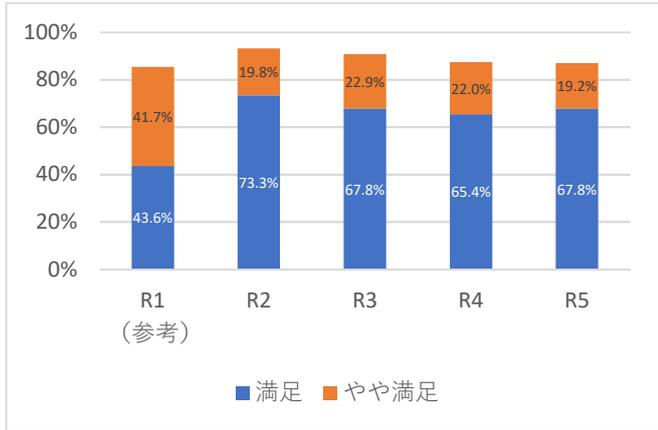
公園内（トイレや園路など）の清掃



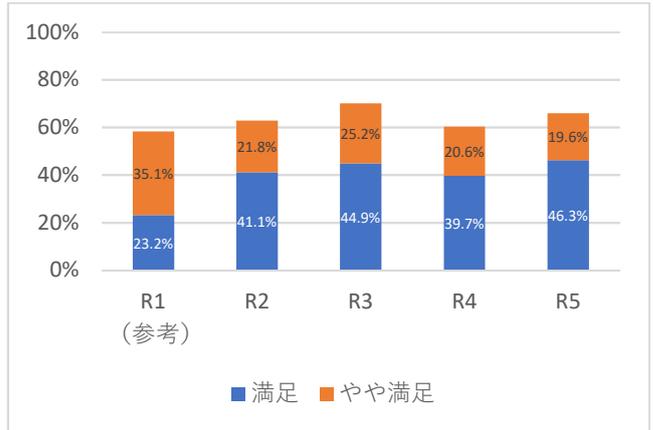
公園内の景観



花壇、樹木等の植栽の手入れ

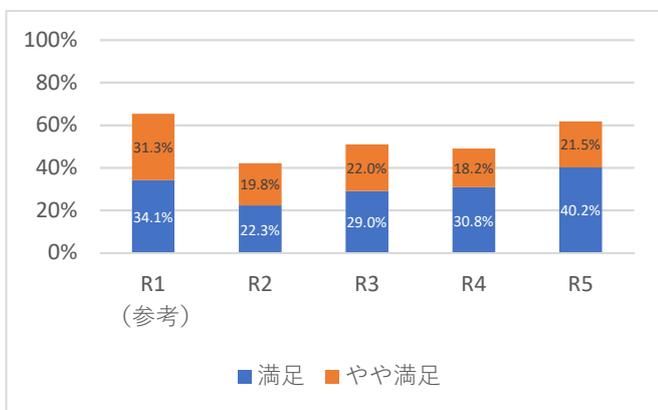


遊具などの施設の管理状況

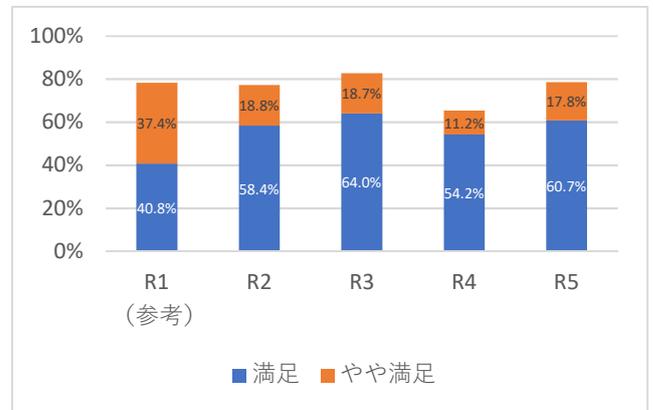


(2) 運営業務

公園の情報発信の充実度



職員の対応

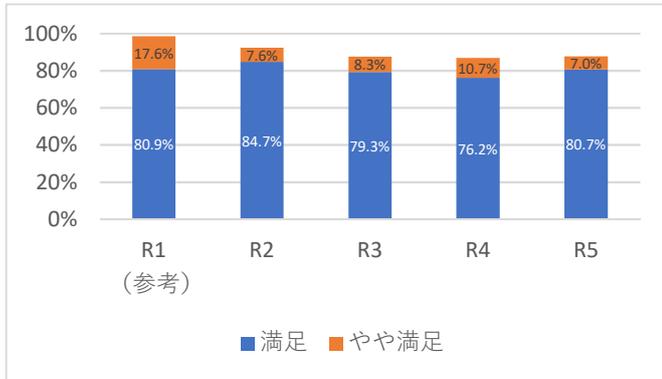


舞子海上プロムナードアンケート結果

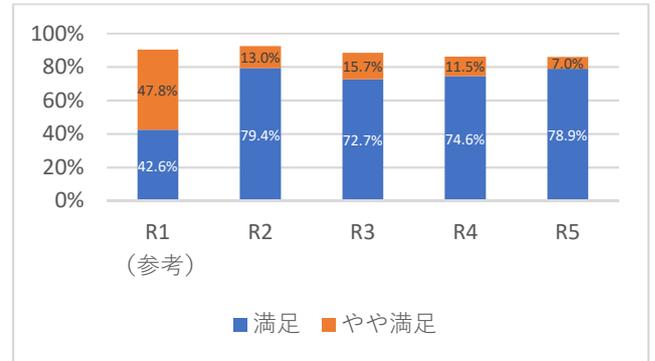
【回答数】：約 100 件 【期間】 5 月 14～19 日、10 月 8～24 日

- ・舞子プロムナード利用者を対象にアンケート実施。
- ・満足度は調査人数から無回答を除いた有効回答数より計算しており、満足、やや満足の合計を算出している。

プロムナードの景観



職員の対応 (プロムナード内)

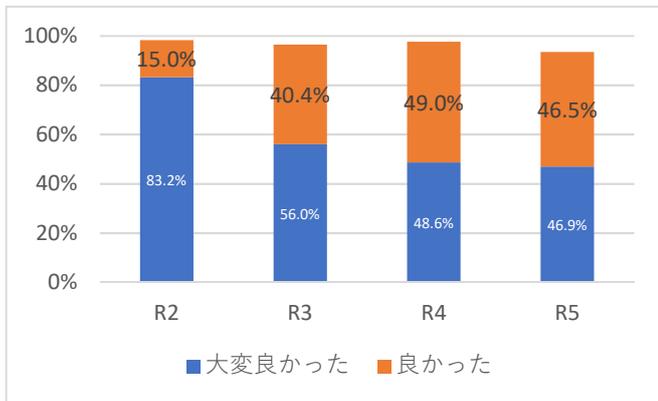


イベントアンケート結果

【回答数】：約 200 件 【期間】 5 月 8 日、10 月 2、8、30 日

- ・食イベント、旧武藤山治邸、旧木下家住宅イベントの参加者に対し、アンケート実施。
- ・満足度は調査人数から無回答を除いた有効回答数より計算しており、満足、やや満足の合計を算出している。

イベントの感想



5. 指定管理制度導入施設の管理運営評価

指定管理者制度導入施設について、県では施設の設置者として公の施設の適正かつ確実な管理運営の確保と、指定管理者の業務改善及び県民サービスの向上を図るため、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、指定管理者による自己評価と施設所管課による管理者評価を行うこととしている。

〔自己評価〕

評価項目及び評価の視点については下記（例）を基本に、施設所管課において個々の施設の特性等を踏まえ設定しており、指定管理者はそれぞれの項目の評価を行い、それを踏まえて総合評価を行っている。

評価項目	評価の視点
維持管理業務	・清掃 ・設備保守管理 ・植栽管理 ・警備 ・小規模修繕 等の履行状況
運營業務	・受付、接客対応（公共性・公平性の確保） ・各種事業、プログラムの実施状況 ・利用者満足度調査結果 ・その他、県民サービスの質の向上に向けた取組み
利用状況	・利用者数（計画の達成度、過去の実績との比較） ・施設稼働率 等
収支状況	・収支計画と実績の比較 ・経費削減に向けた取組み 等
運営体制	・知識、経験を有する人員等の適切な配置 ・利用者の苦情・要望等の対応体制 ・危機管理体制の確保 ・県・関係機関等との連携体制 等
総合的評価	・来年度の取組目標や課題認識 等

〔管理者評価〕

指定管理者からの事業報告及び現地調査によって、管理運営が事業計画等で定められた水準を充足しているかを確認とあわせて、指定管理者の自己評価について分析を行うことにより、年間運営実績についての総合評価を行う。

R2～4 年度の自己評価及び管理者評価の結果

	自己評価	管理者評価
R2	A	A
R3	A	A
R4	A	A

R2 年度までの評価の規準（目安）

- S（優）：適正であり、優れた実績を上げている。
- A（良）：適正である。
- B（可）：概ね適正であるが、一部改善を期待する。
- C（不可）：改善が必要である。

R3 年度以降の評価の規準

- S：優れた実績を上げている項目が 80%を超えている
- A：優れた実績を上げている項目が 60～80%、かつ改善が必要な項目が 20%以下
- B：優れた実績を上げている項目が 40～60%、かつ改善が必要な項目が 20%以下
- C：改善が必要な項目が 20～40%
- D：改善が必要な項目が 40%を超えている